

変更申請書記載例

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

令和 ○年 ○月 ○日

中国総合通信局長（注１） 殿

提出する日又は投函する日

送信機のみの変更の場合、収入印紙は必要ありません。

本申請により免許記録に変更が生じる場合

４８０円

収入印紙をはるところ

※申請等により免許状の記載に変更がない場合は収入印紙は不要です。

免許事項証明書交付手数料（４８０円）

変更する項目にチェックしてください。

変更箇所が複数項目ある場合は複数にチェックしてください

受けたい（変更した）ので、下記のと

（注１）に当たり、無線局免許手続規則第12条第１項（第25条第１項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

☐無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）

☐電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）

☒免許人住所の変更（電波法第21条）

☒無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）

☐呼出符号の変更（電波法第19条）

☐その他の変更（

（注２）

また、変更後の免許の証明書をください。

（また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３））

記

1 申請（届出）者（注４）

※変更後の内容で記載してください。

住 所	〒（736－8795） 広島県広島市中区東白島町19－36 電波ビル
	国籍（外国人のみ記載）〔 〕
氏 名	フリガナ デンパ タロウ 電波 太郎

2 変更の対象となる無線局に関する事項（注５）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	J〇4〇〇〇
③ 免許の番号	中A第〇〇〇〇〇〇〇号
④ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ ☒ 上記1と同じ
電話番号	082－222－3369
電子メールアドレス	

平日の日中に連絡の取れる番号を記載してください。（携帯電話可）

無線局事項書及び工事設計書、その他添付書類と共に提出をお願いします。

無線局事項書及び工事設計書（注6）

4	免許の番号	上記2③と同じ					
5	申請（届出）の区分	変更					
6	住所及び氏名	上記1と同じ					
7	無線従事者免許証の番号	F B W I X X X X X（変更がある場合に記載してください）					
		☐ 無線従事者免許 同時申請	同時申請の資格				
			国家試験受験番号				
		修了証明書の番号					
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項					
9	呼出符号	J O 4 O O O					
10	無線設備の常置場所	住 所	☒ 上記1及び6の住所と				
11	移動範囲	移動する（陸上、海上及					
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	☒ 指定可能な全ての電波の型式並びに空中線電力					
13	変更する欄の番号	☒ 6	☐ 7	☐ 9	☒ 10	☐ 12	☐ 15
14	備 考	・遠隔操作を行う場合、「〇〇を使用して遠隔操作を行う」と記載。添付書類が必要。 （専用線、インターネットの利用（有線LAN・無線LANなどの種別も記載）等）。 宅内でリモートを行うものは手続き不要です。 ・周波数測定装置の代替装置（無線機の取扱説明書等でご確認ください）を備えていない場合は、周波数測定装置を用意して「周波数測定装置有り」と記載してください。 （定格電力10Wを超える、24MHz帯以下の周波数を含む設備に必要、4アマは記載不要） ・パソコン接続による附属装置の取付は令和5年9月25日から手続きは不要です。					
工 事 設 計 書	第 1 送信機	変更の種別	☒ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去				
		適合表示無線設備の番号	0 0 2 - 2 3 X X X X				
	第 2 送信機	変更の種別	☒ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去				
		適合表示無線設備の番号	0 0 2 - 2 4 X X X X				
	第 3 送信機	変更の種別	☐ 取替 ☒ 増設 ☐ 撤去				
		適合表示無線設備の番号					
	第 送信機	変更の種別					
		適合表示無線設備の番号					
	第 送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去				
		適合表示無線設備の番号					
その他の工事設計		☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する。					

変更する欄に対応した番号にチェックしてください。

- ・引っ越しによる住所・常置場所変更 「6」と「10」
- ・氏名変更「6」
- ・無線従事者免許証の番号の変更「7」と「12」
- ・送信機の増設・取り替え「15」

※工事設計認証機器、技術基準適合証明番号も含みます。
無線機に貼られているシールを確認してください。



R 002 - XXXXXX

無線局免許状の記載内容に変更がある場合（送信機のみを変更する場合、記載内容の変更はありません）は、返信用封筒（110円分の切手を貼付、宛名を記載）を送付願います。

提出先 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36

中国総合通信局 無線通信部陸上課 公益企業担当